

「登録型本人通知制度」について

鹿沼市

1 登録型本人通知制度とは

住民票の写し、戸籍謄本等の不正請求を抑止するため、事前に登録をした人に係る対象証明書を第三者に交付した場合、その交付の事実について通知する制度です。

第三者とは… 自己の権利義務を履行するために正当な理由がある者や弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士などの特定事務受任者、さらには委任状を持参した代理人のことをいいます。

2 登録対象者

- ① 本市の住民基本台帳に記録されている方（除かれた方を含む。）
- ② 本市が編製した戸籍に記載され、または記録されている方（除かれた方を含む。）

3 通知の対象となる証明書

住民票関連（除票を含む）	戸籍関連（除籍、改製原含む）
住民票の写し	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
住民票記載事項証明書	戸籍の附票
	戸籍記載事項証明書

※平成26年6月19日までに除かれた住民票及び、戸籍の附票については、原則5年保存後廃棄されます。

4 通知の対象外

- ① 登録した本人、同一世帯員が住民票関連証明書を請求する場合
- ② 登録した本人、同一戸籍に記載されている方、配偶者、直系の尊属・卑属の方が戸籍関連証明書の請求する場合
- ③ 国又は地方公共団体の機関が請求する場合
- ④ 6業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士）が住民基本台帳法又は戸籍法で定める紛争処理・解決手続きの代理業務としての証明書を請求する場合

5 通知する内容

- ① 証明書の交付年月日
- ② 証明書の種別及び通数
- ③ 交付請求者の種別（代理人・第三者）

※通知内容に記載された以外の事項について確認が必要な場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報の開示請求を行うことができます。なお、開示請求が認められた場合でも、同法の範囲内で情報の一部が非開示になることがあります。

6 登録期間

3年（登録申請の受付日の翌日からの登録となります）

※期間満了日の1カ月前から更新申請を受け付けます。

7 登録方法

・登録申請書に必要なもの（郵送による申請も受け付けています）

① 登録申請書

② 申請者の本人確認書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）

※法定代理人（未成年の保護者や成年後見人）の場合は、上記に併せてその資格を確認できる書類

※任意代理人の場合は、上記に併せて委任者が作成した委任状

※市外にお住いの方、疾病などで来庁するのが困難な方などは、上記のもの（本人確認書類はコピー）を郵送で送付することで申請が可能です。

・登録申請窓口と受付時間

市役所市民課（1階1番窓口）

月曜日～金曜日 午前9時から午後4時30分

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は申請を受け付けていません。

8 登録内容の変更・廃止

登録者の氏名・住所・本籍などに変更が生じたときや、登録を廃止するときは、届出が必要です。ただし、本市に住民異動届又は戸籍届を提出した場合は、変更届があつたものとみなし、変更届出書の提出を省略できますが、事前登録をしている旨を窓口で申し出てください。

※住所が変更になったにもかかわらず、変更の届出がない場合や国外に転出した場合には、交付通知書を送付しお知らせすることができません。

9 登録の抹消

① 登録期間が満了したとき

② 廃止の届出があつたとき

③ 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき

お問い合わせ

鹿沼市市民部市民課

市民サービス係

Tel 0289-63-2121